

平成30年(ワ)第1445号, 2537号事件

直送済み

一審原告 原告番号1 外169名

一審被告 国外1名

一審原告準備書面(24)
国際人権法の法的位置づけと保障の仕組み

2020(令和2)年10月7日

大阪高等裁判所 第12民事部 口係 御中

一審原告ら訴訟代理人 弁護士 川 中

宏



同 弁護士 田 辺 保 雄

外



(本準備書面の目的)

これまで、一審原告らは、国連特別報告者、普遍的定期的報告(UPR)、総括所見等の国連の手続きにおいて、一審被告国のとっている対応が、国際人権法として認められる健康に対する権利を侵害するものであることを主張してきた。

本準備書面は、こうした国連ないし人権条約に基づく手続きの位置づけを総括的に説明することを目的とする。

内容

第1 国際人権法の成立	3
1 国際人権法成立の背景	3
(1) 人権理念の発祥	3
(2) 20世紀半ばまでの国際社会と人権の関係	3
2 国際人権法の由来	5
(1) 国連憲章	5
(2) 世界人権宣言	5
(3) 人権条約	6
第2 国際人権法についての保障の仕組み	6
1 はじめに	6
2 国連憲章に基づく手続き	6
(1) 国連憲章に基づく手続きとは	6
(2) 国連人権委員会	7
(3) 人権理事会	7
3 人権条約に基づく手続き	8
(1) 人権条約に基づく手続きとは	8
(2) 報告制度	8
(3) 一般的意見	9
(4) 総括所見, 一般的意見の位置付け	9

第1 国際人権法の成立

1 国際人権法成立の背景

(1) 人権理念の発祥

人が生まれながらにして平等に有する権利，という人権の理念は，もともと，市民革命期に，アメリカ独立宣言やフランス人権宣言で掲げられたものである。

これら二つの宣言は，カント，ロック，ヴォルテール，モンテスキュー，ルソーらに代表される当時のヨーロッパの啓蒙思想（すべての人間には理性が備わっており，合理的・批判的な精神を啓発することで人間社会を改善することができるとする考え方）を共通の思想的基盤とし，また，成立までの過程で相互に影響を与え合っているとされる。

いずれもが，①人間はみな生まれながらにして平等に権利をもつ存在であること（自然権としての人権），②そのような人権があることを前提にして，それをより良く守るために政府が作られること（社会契約の考え），という二つのことを述べている点で内容的に共通している（以上について甲D共281 68ページ以下）。

(2) 20世紀半ばまでの国際社会と人権の関係

国際社会の特徴は，「主権国家の横並び社会」である。国家は，意思に反して外部の権力に従属しない，独立した存在だ（対外的な「独立権」としての主権）。そして，自国の領土やそこにいる人に対して，法律を作り適用するなどして統治する権限をもっている（対内的な「統治権」としての主権）。

このような枠組みの中では，人権保障は，各国が国内的な統治において憲法上負う義務にすぎないとみなされ，国際法上の問題とは考えられてこなかった。伝統的には，国際法は原則として国家間関係を規律する法だから，人権保障のような「国内問題」には立ち入らないとされてきた。

すなわち、伝統的な国際法では、特別に条約を結んで取り決めをしているのでない限り、人権保障は基本的に各国の国内問題だった（以上について甲D共281 70ページ以下）。

(3) 第二次世界大戦における「四つの自由」宣言と「連合宣言」

このような状況が一変したきっかけは第二次世界大戦の経験である。

人権保障が国際化することになったのは、憲法による人権保障があっても、独裁政権の誕生などによってそれが機能しないことがあるという経験、また、そのような政権が無謀な戦争を起こし国際平和を乱したという経験によるものだった。

すなわち、第二次世界大戦中から、連合国はナチスドイツによるユダヤ人迫害の状況を把握していた。

そして、連合国は、1941年の「四つの自由」宣言、及び1942年の「連合宣言」によって対戦の目的や戦後の世界秩序構想を打ち出した。

「四つの自由」とは、アメリカのルーズベルト大統領が、将来の世界は四つの基本的な自由に基づいて築かれるべきであるとして、言論の自由、信仰の自由、恐怖からの自由、欠乏からの自由を挙げたもので、戦後の国際社会に大きな影響を与えた宣言である（日本国憲法の前文にもその一部が盛り込まれている）。

また、「連合宣言」は、26の「連合国（The United Nations）」が、「敵国に対する完全な勝利が、生命、自由、独立、宗教的自由を擁護するため並びに……人類の権利と正義を保持するために必要である」として、人権を守るための闘いという大義を述べたものである。

こうして第二次世界大戦を戦った連合国が、その後、戦後の国際平和組織である「国際連合（The United Nations）」を構想することになった。そのような経緯が、国連憲章の中に人権規定を入れることになった由来である（以上について甲D共281 75ページ以下）。

2 国際人権法の由来

(1) 国連憲章

国際的な人権保障の出発点となっているのは、1945年の国連憲章である。

国連憲章は、「経済的、社会的、文化的または人道的性質を有する国際問題を解決することについて、並びに人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者のために人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を国際連合の目的の一つに掲げている（国連憲章1条3項）。

また、国連憲章は、第9章「経済的及び社会的国際協力」において、「人種、性、言語または宗教による差別のないすべての者のための人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守」を促進することを定め（国連憲章55条c項）、その上で、すべての加盟国は、この目的を達成するために、国連と協力して、共同及び個別の行動をとることを誓約しているのである（国連憲章56条 以上について甲D共281 2ページ以下）。

(2) 世界人権宣言

国連憲章の掲げる理念は、かつて国内問題とされた人権が、人権尊重のための国際協力も国連の目的とされたという意味で、大変、画期的であったが、国連憲章の人権規定は、「人種、性、言語または宗教による差別なくすべての者」の人権尊重を定めたにとどまり、それ以上の詳しい人権の内容については定めていない。

そこで、そこで、国連憲章に基づいて経済社会理事会の下に設置された「人権委員会」（当時）で、国際社会で守られるべき人権を具体的にリストアップした「国際人権章典」が作られることになり、その最初の成果が、1948年に国連総会で採択された「世界人権宣言」である。

世界人権宣言は、条約でなく、国連総会決議であるから、条約のように締約国が法的義務を直ちに負うものではない。

しかし、条約ではないが故に世界人権宣言は、国連憲章の人権規定を具体化した「国際人権章典」の一部として作られ、国連総会で採択されものであるから、少なくとも国連加盟国であれば守るべき基本的な人権基準と言えらとされている（以上について甲D共281 4ページ以下）。

(3) 人権条約

人権に関して各国に法的な義務づけをするためにはやはり条約を作る必要がある。そこで、世界人権宣言の採択後、その内容を条約化する作業が国連で進められた。

その結果、1966年、「国際人権規約」が国連総会で採択された。

国際人権規約とは総称であり、実際には、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」（略して「社会権規約」または「A規約」と、
「市民的及び政治的権利に関する国際規約」（略して「自由権規約」または「B規約」）からなっている。

健康に対する権利は、この社会権規約に根拠をおいている。

その後も、現在までに国連では合計9つの人権条約が採択されている（子どもの権利条約等も含まれる。以上について甲D共281 9ページ以下）。

第2 国際人権法についての保障の仕組み

1 はじめに

国際人権法（または国際人権基準）を保障するための仕組みは、国連憲章に基づく手続きと人権条約に基づく手続きとに大別される。

以下、個別に説明する。

2 国連憲章に基づく手続き

(1) 国連憲章に基づく手続きとは

「国連憲軍に基づく手続」は、国連憲章と世界人権宣言を基本的な人権基準として、国連加盟国を広く対象として運用される手続である。

(2) 国連人権委員会

国連では、国連発足後から2006年まで経済社会理事会の下に設置された「人権委員会」(Commission on Human Rights)の場を中心に人権問題を扱ってきた。

この人権委員会が、国連の人権条約の起草の場となり、また、提起される様々な人権問題について、それを取り上げる手続きを作ってきた。

(3) 人権理事会

その後、国連の中で、人権問題をよりメインストリート化するための改革の一環として、2006年には、人権理事会(Human Rights Council)が人権委員会に取って代わった。

人権理事会は、国連総会の補助機関という位置づけであり、47の理事国は国連総会で選挙される。

人権理事会が、人権問題を扱う手続きには、「特別手続き」と呼ばれる二つの手続き、「国別手続き」と「テーマ別手続き」がある。

国別手続きとは、例えばミャンマーのように特定の国の人権状況を取り上げるものである。

テーマ別手続きは、拷問、貧困などテーマ毎に人権問題を取り上げるもので、その検討にあたる専門家が、「特別報告者」「独立専門家」などの資格で、人権理事会で任命される。

人権理事会では、「普遍的定期審査(いわゆるUPR)」という手続きがある。これは、従来からある国別手続きだけでは、取り上げられる国とそうでない国について不公平感が生じることから、平等にすべての国連加盟国を対象として人権状況の審査を行うとしたものである(人権理事会創設決議で新しく導入された)。

この普遍的定期審査（UPR）で基礎となるのは、国連憲章、世界人権宣言及び当該国が締約国となっている人権条約である（以上について甲D共281 13ページ以下）。

3 人権条約に基づく手続き

(1) 人権条約に基づく手続きとは

人権条約に基づく手続きとは、人権条約でその条約の締約国に対して用いられる手続きである。

それぞれの条約上、締約国による条約の遵守状況をチェックし、フォローアップするための委員会が設けられている（条約機関）。

なお、社会権規約委員会のみ、条約上の明文規定がなく、同規約のフォローアップを担う国連経済社会理事会の決議に基づいて設置されている。

人権条約の重要な特徴は、国が条約を批准ないし加入すればそれで良しとするのではなく、その後のフォローアップの制度があることである（「国際的実施措置」とか、「履行確保制度」といわれる）。

国が人権条約に入ることは重要だが、それはむしろスタートラインであって、大事なのは、その後、どのような取り組みをして人権状況を改善しようとしているか、また実際に改善がみられるかである（以上について甲D共281 21ページ以下）。

(2) 報告制度

このような国際的実施措置として基本となるのが、報告制度である。

これは、締約国が、条約に入ってから1年以内、その後は定期的に条約上の権利を実現するために取った措置や、みられた進歩について、各委員会に報告書を提出するという制度である。

人権条約においては、条約上の義務が、国が条約に入ったというだけで完璧に実施されるとは想定されておらず、問題のある点を含めて、継続的なフォローアップが必要だと考えられていることを表す制度である。

報告審査後、委員会は、その国に対して、評価される事柄のほか、懸念事項と勧告（どの国の場合でもこの二つが中心である）を含む「総括所見」を採択して政府に送付する（以上について甲D共281 22ページ以下）。

(3) 一般的意見

報告制度の枠内で条約機関が出すものとしては、総括所見以外に一般的意見がある。

「総括所見」が、個別の国に向けて出されるのに対し、「一般的意見」は、文字通り一般的に、その条約の全締約国に対して、条約の解釈などについて条約機関の見解を明らかにし注意を喚起するために出される文書である。

人権条約の規定は、あらゆる法文が多かれ少なかれそうであるように、解釈の余地がある概念を含んでいるが、人権条約では条約機関に報告制度を運用する任務が与えられており、条約機関は随時、「一般的意見（一般的勧告）」という形で条約機関としての考え方を示すことになっているのである（以上について甲D共281 31ページ以下）。

(4) 総括所見、一般的意見の位置付け

「総括所見」、「一般的意見（一般的勧告）」はいずれも、国際裁判の判決のような法的拘束力をもつわけではないが、条約で設置されている条約機関が熟慮の上で採択した文書として、締約国が真摯に参考にすることが求められる、条約実施の指針ともいうべきものである。

以上